

# 介護保険 制度



介護保険制度では介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助（補足給付）を行っています。

令和6年度の介護報酬改定により、在宅で生活する方との公平性などが総合的に勘案され、令和6年8月利用分より、居住費の負担額が引き上げとなります。

## 問い合わせ

健康福祉部こども・高齢者支援室  
高齢者支援課介護保険係(名寄庁舎2階)  
☎01654③2111(内線3234~3236)

## ○補足給付の主な対象者

利用者負担段階	収入要件など		預貯金額
第1段階	生活保護受給者など		—
第2段階	世帯全員が 市町村民税非課税	年金収入など <sup>※</sup> 80万円以下	単身650万円 夫婦1,650万円 以下
第3段階①		年金収入など 80万円超120万円以下	単身550万円 夫婦1,550万円 以下
第3段階②		年金収入など 120万円以下	単身500万円 夫婦1,500万円 以下

※公的年金収入金額(非課税年金含む)+その他の合計所得金額

## ○居住費の変更額について

負担限度額 (負担いただく日額)		第1段階		第2段階		第3段階①・②	
		令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から
多床室	特養など	0円	0円	370円	430円	370円	430円
	老健・医療院 など	0円	0円	370円	430円	370円	430円
従来型個室	特養など	320円	380円	420円	480円	820円	880円
	老健・医療院 など	490円	550円	490円	550円	1,310円	1,370円
ユニット型個室的多床室		490円	550円	490円	550円	1,310円	1,370円
ユニット型個室		820円	880円	820円	880円	1,310円	1,370円

食費の負担限度額については変更ありません。

補足給付の対象ではない方にご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

居住費に要する平均的な費用の額（基準費用額）についても、60円（日額）引き上がります。

補足給付を受けるには、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。